

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年2月8日

【四半期会計期間】 第61期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 三精輸送機株式会社

【英訳名】 SANSEI YUSOKI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 中 川 実

【本店の所在の場所】 大阪府吹田市江坂町一丁目13番18号

【電話番号】 (06)6385局5621番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 昇 賢 治

【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市江坂町一丁目13番18号

【電話番号】 (06)6385局5621番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 昇 賢 治

【縦覧に供する場所】 三精輸送機株式会社東京支店
(東京都新宿区新宿四丁目3番17号 ダヴィンチ新宿ビル)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第60期 第3四半期連結 累計期間	第61期 第3四半期連結 累計期間	第60期 第3四半期連結 会計期間	第61期 第3四半期連結 会計期間	第60期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	7,911,035	8,484,707	2,506,372	3,017,805	13,190,454
経常利益 (千円)	1,079,799	616,668	162,959	77,628	2,180,237
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	424,846	241,283	22,560	9,700	715,533
純資産額 (千円)			22,617,511	22,907,156	23,027,400
総資産額 (千円)			25,402,843	26,071,666	27,223,211
1株当たり純資産額 (円)			1,286.16	1,295.30	1,304.96
1株当たり四半期 (当期)純利益金額又は 四半期純損失金額() (円)	23.30	14.87	1.39	0.60	40.35
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			82.2	80.6	77.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	973,776	448,699			1,357,146
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,598,869	345,381			1,283,461
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,751,447	268,544			1,753,049
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			6,550,919	5,554,653	6,617,279
従業員数 (名)			433	452	439

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	452
---------	-----

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 臨時従業員は、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	213(23)
---------	---------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

セグメントの「その他」については、受注による生産は行っていないため、(1)生産実績、(2)受注実績について記載をしておりません。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
製品製造関連	1,436,739	
修理保守関連	1,865,399	
合計	3,302,139	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 金額は販売価格によって算出したものであり、試験研究開発及び固定資産の製作にかかわるものは含んでおりません。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
製品製造関連	278,034		3,600,240	
修理保守関連	2,306,742		3,045,384	
合計	2,584,776		6,645,624	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
製品製造関連	1,373,819	
修理保守関連	1,596,945	
その他	47,040	
合計	3,017,805	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間のわが国経済は、企業収益や設備投資に持ち直しの動きが見られたものの、円高の進行やデフレ懸念等、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

このような環境下、当社グループは当期を初年度とする新中期経営計画を策定し、当面の業績向上と経営基盤の強化に全力で取組むと共に、昇降機・舞台機構・遊戯機械の3事業をコアに「技術」と「品質」と「顧客対応力」の向上に一段と注力しております。

当第3四半期連結会計期間の売上高は3,017百万円（前年同四半期比20.4%増）となりましたものの前年同期に比べ利益率が低下し営業利益は20百万円（同80.5%減）、経常利益は77百万円（同52.4%減）、四半期純利益は9百万円（前年同四半期22百万円の損失）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

（売上高はセグメント間の内部売上高を含んでおりません）

製品製造関連

製品製造関連におきましては、舞台機構部門や特に遊戯機械部門が順調に推移し売上高は1,373百万円、セグメント利益は137百万円となりました。

修理保守関連

修理保守関連におきましては、堅調に推移したものの前期に比し大型の改修案件が少なく、売上高は1,596百万円、セグメント利益は55百万円となりました。

その他

その他につきましては売上高は47百万円、セグメント利益は11百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部では、流動資産は前連結会計年度末に比べ1,610百万円減少し13,729百万円となりました。これは主に、現金及び預金が1,455百万円減少したことによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ458百万円増加し12,342百万円となりました。これは主に投資有価証券の増加によるものであります。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べ1,151百万円減少し26,071百万円となりました。

負債の部では、流動負債は前連結会計年度末に比べ938百万円減少し1,907百万円となりました。これは主に、未払法人税等が773百万円、前受金が204百万円減少したことによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ92百万円減少し1,257百万円となりました。これは主に、繰延税金負債の減少によるものであります。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ1,031百万円減少し、3,164百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ120百万円減少し、22,907百万円となりました。これは主に、その他

有価証券評価差額金の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第2四半期連結会計期間末に比べ745百万円減少し5,554百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、前年同四半期連結会計期間に比べ305百万円減少し627百万円となりました。これは主に売上債権が307百万円、たな卸資産が269百万円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期連結会計期間に比べ65百万円減少し4百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前年同四半期連結会計期間に比べ1,461百万円減少し113百万円となりました。これは主に配当金の支払によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

1. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社の経営には、その事業である舞台機構、昇降機、特殊機構、遊戯施設等の設計、製造、販売に関する総合エンジニアリング企業としての幅広いノウハウと豊富な経験、関係会社や国内外の取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為が為されたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為に際しては、当社の定める大規模買付ルール（詳細については、後記2.をご参照ください。以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って、大規模買付者から事前に、株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提

供され、当社取締役会がかかる情報を十分に評価・検討するための期間が経過した後にのみ、大規模買付行為が開始されるべきであるという結論に至りました。そして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、当社株主全体の利益を守るために、対抗措置を発動することにより、かかる大規模買付ルールの実効性を担保すべきであると考えております。

また、大規模買付行為の中には、当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるものや企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えませんので、当社は、かかる買付行為に対しては、当社取締役会が、大規模買付ルールに従って、当社及び当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置をとることも、否定されるべきではないと考えております。

以上の考え方をもって、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）といたします。

２．本基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記１．で述べた本基本方針に照らし、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を定めております。

（イ）買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ロ) 買付行為が為された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。但し、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は後述資料に記載のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もっとも、当該大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は 述べた対抗措置を取ることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行いません。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

() 次の から までに掲げる行為等により企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

() 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

当社取締役会は、かかる判断については、その客観性及び合理性を担保するため、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会等の助言を参考にし、かつ、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重し、かつ、当社社外監査役3名を含む監査役の過半数の賛同を得た上で決定することといたします。

(八) 独立委員会

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、当社取締役会は、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告し、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重します。また、独立委員会の勧告は、適時に公表いたします。

独立委員会委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は企業経営面での実績・経験を有する社外にある者の中から選任します。

3. 本対応方針に対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(イ) 対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあると明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的とした対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(ロ) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

1. で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保證することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(ハ) 本対応方針が当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の継続を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案

の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立委員会等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

4. 資料

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、19,500,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件、取得条項及び取得条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

また、取得条項及び取得条件を設けることがあり、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者その他の株主とで、取得の対価等に関し異なる取扱いをすること、あるいは、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。なお、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、657千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,000,000
計	39,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,332,057	19,332,057	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は500株であります。
計	19,332,057	19,332,057		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		19,332,057		3,251,279		2,989,057

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,103,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,115,000	32,230	
単元未満株式	普通株式 114,057		
発行済株式総数	19,332,057		
総株主の議決権		32,230	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が213株、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三精輸送機株式会社	大阪府吹田市江坂町 一丁目13番18号	3,103,000		3,103,000	16.1
計		3,103,000		3,103,000	16.1

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	504	511	430	417	409	392	408	406	418
最低(円)	433	395	399	399	361	363	378	393	395

(注) 株価は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役専務執行役員 (舞台機構事業本部長 兼東京支店長)	取締役専務執行役員 (舞台機構事業本部長 兼営業部長兼東京支店長)	永井 章	平成22年7月1日
取締役常務執行役員 (管理本部長)	取締役常務執行役員 (管理本部長 兼財務経理部長)	昇 賢治	平成22年7月1日

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,673,500	7,128,600
受取手形及び売掛金	4,103,397	4,867,253
有価証券	2,310,772	2,413,833
仕掛品	616,915	200,035
原材料及び貯蔵品	286,710	308,682
その他	738,278	421,552
貸倒引当金	67	61
流動資産合計	13,729,507	15,339,896
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,182,456	4,172,090
減価償却累計額	1,189,031	1,088,371
建物及び構築物(純額)	2,993,425	3,083,719
機械装置及び運搬具	869,665	734,347
減価償却累計額	608,109	413,640
機械装置及び運搬具(純額)	261,556	320,707
土地	2,615,073	2,615,073
建設仮勘定	10,445	1,710
その他	565,999	479,917
減価償却累計額	420,306	346,897
その他(純額)	145,693	133,020
有形固定資産合計	6,026,192	6,154,230
無形固定資産	80,615	81,231
投資その他の資産		
投資有価証券	5,055,105	4,493,890
長期貸付金	288,479	165,886
繰延税金資産	92,051	93,362
その他	814,726	900,679
貸倒引当金	15,011	5,965
投資その他の資産合計	6,235,351	5,647,852
固定資産合計	12,342,159	11,883,314
資産合計	26,071,666	27,223,211

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	928,085	1,010,568
未払法人税等	-	773,211
未払消費税等	-	64,066
前受金	134,807	339,200
賞与引当金	147,448	279,245
役員賞与引当金	-	24,000
工事損失引当金	233,086	147,147
その他	463,795	208,262
流動負債合計	1,907,224	2,845,703
固定負債		
退職給付引当金	706,729	692,650
長期未払金	379,801	379,801
その他	170,753	277,655
固定負債合計	1,257,284	1,350,107
負債合計	3,164,509	4,195,810
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,251,279	3,251,279
資本剰余金	2,989,057	2,989,057
利益剰余金	16,009,048	15,994,988
自己株式	1,509,716	1,508,954
株主資本合計	20,739,669	20,726,370
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	281,577	454,854
繰延ヘッジ損益	-	756
評価・換算差額等合計	281,577	454,098
少数株主持分	1,885,909	1,846,931
純資産合計	22,907,156	23,027,400
負債純資産合計	26,071,666	27,223,211

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	7,911,035	8,484,707
売上原価	5,401,636	6,207,117
売上総利益	2,509,398	2,277,590
販売費及び一般管理費	₁ 1,710,271	₁ 1,791,739
営業利益	799,126	485,851
営業外収益		
受取利息	35,731	28,190
受取配当金	61,662	57,115
保険配当金	161,151	40,096
その他	23,288	23,946
営業外収益合計	281,833	149,349
営業外費用		
支払利息	195	127
支払手数料	399	18,224
その他	566	179
営業外費用合計	1,161	18,531
経常利益	1,079,799	616,668
特別利益		
投資有価証券清算益	20,574	-
貸倒引当金戻入額	266	-
特別利益合計	20,840	-
特別損失		
投資有価証券評価損	148,119	3,535
固定資産除却損	3,320	151
たな卸資産廃棄損	-	12,296
会員権評価損	-	26,999
投資有価証券償還損	-	3,260
特別損失合計	151,439	46,243
税金等調整前四半期純利益	949,200	570,425
法人税等	₂ 412,129	₂ 250,635
少数株主損益調整前四半期純利益	-	319,789
少数株主利益	112,224	78,506
四半期純利益	424,846	241,283

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,506,372	3,017,805
売上原価	1,863,339	2,398,661
売上総利益	643,033	619,143
販売費及び一般管理費	¹ 538,091	¹ 598,672
営業利益	104,941	20,471
営業外収益		
受取利息	9,950	5,297
受取配当金	26,713	27,380
保険配当金	18,021	36,203
その他	3,686	6,500
営業外収益合計	58,371	75,381
営業外費用		
支払手数料	-	18,224
その他	353	-
営業外費用合計	353	18,224
経常利益	162,959	77,628
特別損失		
投資有価証券評価損	144,620	-
固定資産除却損	3,088	-
会員権評価損	-	26,999
特別損失合計	147,709	26,999
税金等調整前四半期純利益	15,249	50,628
法人税等	² 22,032	² 22,904
少数株主損益調整前四半期純利益	-	27,723
少数株主利益	15,777	18,022
四半期純利益又は四半期純損失()	22,560	9,700

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	949,200	570,425
減価償却費	214,163	200,305
ソフトウェア償却費	21,181	20,239
長期前払費用償却額	4,698	3,559
賞与引当金の増減額(は減少)	142,293	131,796
役員賞与引当金の増減額(は減少)	24,000	24,000
工事損失引当金の増減額(は減少)	14,631	85,939
退職給付引当金の増減額(は減少)	26,528	14,079
貸倒引当金の増減額(は減少)	266	9,046
受取利息及び受取配当金	97,393	85,306
支払利息	195	127
たな卸資産廃棄損	-	12,296
固定資産除却損	3,320	151
投資有価証券評価損益(は益)	148,119	3,535
投資有価証券償還損益(は益)	-	3,260
会員権評価損	-	26,999
売上債権の増減額(は増加)	660,075	763,856
たな卸資産の増減額(は増加)	267,076	407,204
仕入債務の増減額(は減少)	82,664	113,137
前受金の増減額(は減少)	472,920	204,392
その他の資産の増減額(は増加)	496,013	19,001
その他の負債の増減額(は減少)	78,942	81,176
未払消費税等の増減額(は減少)	159,324	96,280
その他	20,574	-
小計	1,268,235	751,880
利息及び配当金の受取額	98,071	85,306
利息の支払額	195	127
法人税等の支払額	392,336	1,285,758
営業活動によるキャッシュ・フロー	973,776	448,699

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	743,413	83,226
定期預金の払戻による収入	1,743,406	683,199
有価証券の取得による支出	901,450	1,405,345
有価証券の売却による収入	2,099,754	1,499,612
投資有価証券の取得による支出	410,300	855,469
投資有価証券の売却による収入	1,120	-
有形固定資産の取得による支出	63,331	53,748
無形固定資産の取得による支出	32,532	9,220
貸付けによる支出	124,000	128,700
貸付金の回収による収入	9,042	7,517
その他	20,574	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,598,869	345,381
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	1,105	1,105
自己株式の取得による支出	1,441,567	761
自己株式の売却による収入	275	-
配当金の支払額	269,049	226,678
少数株主への配当金の支払額	40,000	40,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,751,447	268,544
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	821,198	1,062,625
現金及び現金同等物の期首残高	5,729,720	6,617,279
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,550,919	5,554,653

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 原価差異の繰延処理	操業度等の季節的な変動に起因して発生した原価差異につきましては、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産として繰延べております。
2 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>工事損失引当金 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺表示せずに両建て表示しております。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、工事損失引当金に対応する額は60,511千円であります。</p>	<p>工事損失引当金 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺表示せずに両建て表示しております。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、工事損失引当金に対応する額は4,744千円であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)												
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>571,534千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>229,005千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>3,169千円</td> </tr> </table> <p>2 当四半期連結累計期間における税金費用については、四半期財務諸表に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。</p>	給与手当	571,534千円	役員報酬	229,005千円	賞与引当金繰入額	3,169千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>645,444千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>276,572千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>34,286千円</td> </tr> </table> <p>2 同左</p>	給与手当	645,444千円	役員報酬	276,572千円	賞与引当金繰入額	34,286千円
給与手当	571,534千円												
役員報酬	229,005千円												
賞与引当金繰入額	3,169千円												
給与手当	645,444千円												
役員報酬	276,572千円												
賞与引当金繰入額	34,286千円												

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)												
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>249,176千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>34,903千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>3,169千円</td> </tr> </table> <p>2 当四半期連結会計期間における税金費用については、四半期財務諸表に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。</p>	給与手当	249,176千円	役員報酬	34,903千円	賞与引当金繰入額	3,169千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>199,764千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>78,285千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>34,286千円</td> </tr> </table> <p>2 同左</p>	給与手当	199,764千円	役員報酬	78,285千円	賞与引当金繰入額	34,286千円
給与手当	249,176千円												
役員報酬	34,903千円												
賞与引当金繰入額	3,169千円												
給与手当	199,764千円												
役員報酬	78,285千円												
賞与引当金繰入額	34,286千円												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末 残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末 残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金 7,062,298千円	現金及び預金 5,673,500千円
有価証券 1,763,844 "	有価証券 2,310,772 "
計 8,826,143千円	計 7,984,273千円
預入期間が3か月超の定期預金 743,413 "	預入期間が3か月超の定期預金 143,440 "
MMF及びCP以外の有価証券 1,531,810 "	MMF及びCP以外の有価証券 2,286,178 "
現金及び現金同等物 6,550,919千円	現金及び現金同等物 5,554,653千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	19,332,057

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,103,213

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	113,614	7	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	113,608	7	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の
効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの連結売上高の合計、営業利益の合計額に占める製造業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本国以外の国、または地域に所在する支店・営業所及び連結子会社はないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会において経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、昇降機・舞台機構・遊戯機械を製造納入する部門と、納入した製品の修理改修・保守を行う部門とに区分されます。

よって、昇降機・舞台機構・遊戯機械部門を「製品製造関連」とし、製品の修理改修・保守部門を「修理保守関連」とする2つの報告セグメントから構成されております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	製品製造関連	修理保守関連	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,731,516	4,571,577	8,303,093	181,613	8,484,707
セグメント間の内部売上高又は振替高	5,244	-	5,244	585	5,829
計	3,736,760	4,571,577	8,308,338	182,198	8,490,537
セグメント利益	579,622	395,034	974,657	70,574	1,045,231

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産業及びレジャー・サービス業であります。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	製品製造関連	修理保守関連	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,373,819	1,596,945	2,970,765	47,040	3,017,805
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,637	-	2,637	195	2,832
計	1,376,457	1,596,945	2,973,403	47,235	3,020,638
セグメント利益	137,505	55,450	192,955	11,474	204,429

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産業及びレジャー・サービス業であります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	974,657
「その他」の区分の利益	70,574
全社費用(注)	559,380
四半期連結損益計算書の営業利益	485,851

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	192,955
「その他」の区分の利益	11,474
全社費用(注)	183,958
四半期連結損益計算書の営業利益	20,471

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,295.30円	1株当たり純資産額 1,304.96円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 23.30円	1株当たり四半期純利益金額 14.87円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	424,846	241,283
普通株式に係る四半期純利益(千円)	424,846	241,283
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	18,232	16,229

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 1.39円	1株当たり四半期純利益金額 0.60円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	22,560	9,700
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	22,560	9,700
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,231	16,229

2 【その他】

第61期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）中間配当につきましては、平成22年11月11日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議致しました。

配当金の総額 113,608千円

1株あたりの金額 7円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

三精輸送機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 原 祥 孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三精輸送機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三精輸送機株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月8日

三精輸送機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 祥 孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三精輸送機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三精輸送機株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。